

令和5年度（2023年度）第1回北海道大規模小売店舗立地審議会
議事録

1 日 時

令和5年（2023年）10月26日（木）10：30～12：00

2 場 所

北海道建設会館（札幌市中央区北4条西3丁目1番地）

3 出席者

（1）北海道大規模小売店舗立地審議会 委員〔所属団体・役職〕

会 長	大平 義隆	（北海学園大学経営学部 教授）
	田村 愛美	（税理士法人スクエア会計事務所 税理士）
	菊池 幸恵	（函館工業高等専門学校社会基盤・工学科 准教授）
	笠井 久会	（北海道大学大学院水産科学研究院 准教授）
	前川 芳彦	（元苫小牧市環境衛生部長）
	野田 敏	（根室商工会議所 専務理事）
	谷 昌幸	（帯広畜産大学グローバルアグロメディシン研究センター 教授）

（2）事務局〔北海道経済部〕

地域経済局長	磯部 政志
中小企業課地域商業担当課長	木戸 正典
主幹（商業振興）	柳川 親久
主査（商業振興）	村上 浩樹
主査（商業振興）専門主任	斎藤 尚子
主査（商業振興）専門主任	三宅 隆人

4 傍聴者

2名（うち報道関係者2名）

5 議 事

（1）報告事項

- ① 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について
- ② 北海道大規模小売店舗立地審議会の調査審議状況等について
- ③ 道内の大規模小売店舗立地法特例地域について

（2）その他

6 議事概要

（中小企業課主幹 柳川）

おはようございます。若干、開始時刻より早いですが、全員お揃いになりましたので、ただ今から、令和5年度第1回北海道大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

委員の皆様には、時節柄お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、北海道経済部中小企業課の柳川でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日の出席状況ですが、委員10名中7名の出席をいただいておりますので、北海道大規模小売店舗立地審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本審議会は、道が定める「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」及び「北海道大規模小売店舗立地審議会における情報公開の取扱い」に基づき公開するほか、本審議会の内容につきましては、議事録の作成・公開のため、録音させていただきますので、あらかじめ、ご承知お願います。

次に、本日の日程でございますが、お手元の会議次第に従いまして、概ね、12時頃を目途に審議を終了させていただきたいと思っておりますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。続きまして、本日の配付資料の確認させていただきます。

本日の資料は、次第、出席者名簿のほか、次第の配付資料一覧に記載のとおり、資料1から7及び参考資料1から3までを配付しておりますので、ご確認をお願いします。

足りない資料等がありましたら、事務局にお申し付けください。

それでは、開会にあたり、北海道経済部地域経済局長の磯部からご挨拶を申し上げます。

(地域経済局長 磯部)

ただ今、紹介いただきました、経済部の磯部でございます。委員の皆様には、ご多忙な中、また遠路よりご出席いただきましてありがとうございます。

3年以上にわたりまして、社会経済活動に大きな影響を与えてまいりました新型コロナウイルス感染症の5類移行、今年度の5月にございましたが、これを受けまして本審議会も令和元年以来4年ぶりの対面開催となりました。

大規模小売店舗立地法に基づく、昨年度の届出の状況につきましては、新設や変更の届出は43件、平成12年6月の法施行以降は、累計で1,724件の届出を受理しております。

この間、各部会の委員の皆様方におかれましては、諸々の審議をいただき、周辺の生活環境の調和に向けまして、格別のご指導をいただいておりますことを、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、本道経済は、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響、また、不安定な国際情勢に伴うエネルギーや原材料価格の高騰など、厳しい状況におかれており、また、地方圏では、中心市街地における大型商業施設の撤退等による買い物弱者の増加も懸念されております。

こうした中、道では、昨年度、「地域商業活性化条例」の点検等を行いますとともに、条例に基づく「地域貢献活動指針」の改訂及び「地域商業活性化方策」の策定を行い、引き続き、地域商業の活性化に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

本日の審議会におきましては、各部会における審議状況等の報告を予定しております。

委員の皆様には、本道における大規模小売店舗立地法の適正な運用が図られますよう、それぞれのご専門のお立場から格別のご協力をお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

(中小企業課主幹 柳川)

本日ご出席の委員の皆様についてであります。お手元の出席者名簿によりまして、ご紹介に代えさせていただきます。また、道側の出席者につきましても、名簿の下に記載がありますのでご確認をお願いいたします。

次に、議事に入ります。

議長は、北海道大規模小売店舗立地審議会運営規程第3条の規定によりまして、会長が務めることとなっておりますので、ここからの議事は大平会長をお願いいたします。

会長、よろしくお願い致します

(大規模小売店舗立地審議会会長 大平)

皆様、おはようございます。会長の大平でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

各地から出席いただきまして本当にありがとうございます。

議事をこれから進めさせていただきたいと思っておりますが、次第に従いまして、まず、議事の(1)の報告事項に入ります。報告事項の①「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について」、事務局から説明をお願いします

(中小企業課地域商業担当課長 木戸)

地域商業担当課長の木戸と申します。よろしくお願い致します。

それでは、「資料1-1」をご覧ください。

最初に大きな表となりますが、令和4年度の届出状況につきまして、各部会、振興局毎に届出件数を記載しております。昨年度の届出状況につきましては、札幌市を除く道全体で新設が18件、変更が15件となっており、合わせて33件となっております。

また、その下に札幌市分の表がございますが、新設が9件、変更が1件の合わせて10件となっております。その下の道と札幌市の合計では、43件となっております。

なお、変更の届出のうち、旧法適用店舗の変更に係る法附則第5条第1項の届出は、道及び札幌市ともございません。

資料に記載はございませんが、昨年度の新設の届出の傾向を補足しますと、業態別では、スーパーとドラッグストアが多く、全体の約半数（56%）程を占めている状況です。

続きまして、「資料1-2」をご覧ください。

年度別の届出状況となっております。道内全体の届出の状況ですが、法第5条第1項の新設の届出は、平成12年度からの通算で595件、届出全体1,724件の約35%を占めており、ピークは郊外型の大型店が立地した平成15年度から16年度となっております。

法附則第5条第1項の旧法適用店舗の変更届出につきましては、大規模小売店舗立地法制定から3年後の平成15年度の90件をピークに、減少となっております。

法第6条第2項の届出ですが、大手スーパーチェーン店の開店時間の繰り上げの届出が全国一斉に行われたため、平成24年度が78件と突出しておりますが、平成16年度の48件をピークに減少傾向となっております。届出状況の資料説明は、以上でございます。

（大規模小売店舗立地審議会長 大平）

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問等ございませんか。

それでは、次の議題に進みます。報告事項②「北海道大規模小売店舗立地審議会の調査審議状況等について」、事務局から説明願います。

（中小企業課地域商業担当課長 木戸）

それでは、「資料2」をご覧ください。

各部会及び本審議会の年度別の開催状況の報告ですが、法が施行された平成12年度から昨年度までの間、各部会の開催状況は平成21年度以降、減少傾向となっておりますが、右から2列目の令和4年度は41回とこれまでで最も開催回数が多くなっております。

また、本審議会は、概ね、年1回程度の開催で推移しております。

次に「資料3-1」をご覧ください。

令和4年度の各部会の開催状況となっております。北海道大規模小売店舗立地審議会運営規程第13条の規定により各部長から会長への結果報告を兼ねております。

後ほど、各部会から補足説明等ご発言いただければと思いますので、私からは資料に沿って、ご報告いたします。

令和4年度は第1部会が全6回、第2部会が全7回、第3部会が全9回、第4部会が全10回、第5部会が全9回開催されまして、審議事項は法第5条第1項の新設が19件、法第6条第2項の新法適用店舗の変更が14件、法附則第5条第1項の旧法適用店舗の変更が1件の合わせて34件となっております。審議結果はいずれも「意見なし」という状況であります。

続きまして、「資料3-2」をご覧ください。

基準を満たさない届出の調査審議について報告いたします。

全7件のうち、新設は1件、変更は6件で、いずれも内容は駐車台数に係るもので、既存類似店のデータ及び駐車場利用実態調査を用いて算出され、知事意見、市町村・住民等の意見が付された事例はございませんでした。

なお、表の一番右端の「局長通知」の欄ですが、知事意見までには至らないものの、設置者に特に配慮を求める場合には、振興局長名等で通知ができることとなっておりますが、こちらも事例はございませんでした。

続きまして、「資料4」をご覧ください。

こちらは全国の運用状況をグラフで示したものとなっております。

全体的に見ますと、(1)の新設届出状況は「令和」に入ってから、再び増加傾向となる一方で、(2)及び(3)の変更につきましては減少傾向、また、(4)の廃止の届出状況につきましても、ここ数年は減少傾向にあります。

続きまして、「資料5」をご覧ください。

こちらは審議会及び部会における傍聴の状況です。

昨年度は、本審議会が1名、部会が0名の傍聴状況となっております、この1名は報道関係者の方の傍聴があったものです。

このほか、冒頭に、事務局からも案内させていただきましたが、議事録等につきましては、道のホームページ上で公開させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。各部会において、補足等がございましたら、よろしくをお願いします。

(大規模小売店舗立地審議会長 大平)

今の部会開催状況等の報告でありましたが、ご質問等はございませんでしょうか。

それからご意見等はいかがでしょうか。

それでは、「参考資料2」にございます、北海道大規模小売店舗立地審議会運営規程第13条の規定による、部会長から会長への審議結果の報告は「資料3」をもって充てますが、各部会から補足説明はありませんか。

各部会、何かございましたら、今ご発言いただけないでしょうか。それでは、先に進めてよろしいでしょうか。

(大規模小売店舗立地審議会長 大平)

次に、報告事項③「道内の大規模小売店舗立地法特例区域について」、事務局から説明をお願いします。

(中小企業課地域商業担当課長 木戸)

それでは、「資料6」をご覧ください。

特例区域とは、資料にございますが、平成18年に「中心市街地の活性化に関する法律」の改正によって創設されまして、人口減少や大規模小売店舗の郊外移転による商業機能の低下等により空洞化が進む、中心市街地における商業等の活性化を目的として、大型店出店の実現可能性を高めるための特例措置が適用される区域をいいます。

特例区域では、大規模小売店舗立地法の適用が一部除外されることにより、事業者の大幅な負担軽減となり、スピーディーな出店に繋がるほか、地元関係者による円滑な店舗誘致等を実施できるという取り扱いとなっております。

特例区域は、内閣総理大臣が認定した「中心市街地活性化基本計画」に定められた中心市街地に限る「第1種特例区域」と「第2種特例区域」に分類されております。

なお、道が大規模小売店舗立地法特例区域に指定しますと、法の手続きが不要又は一部省略されることとなっております。

2の「道内における特例地域の指定状況について」ですが、現在、第1種は岩見沢市及び函館市、第2種は北見市となっており、新たな指定はございません。資料の説明は以上です。

(大規模小売店舗立地審議会長 大平)

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

それでは、特にありませんので、先に進みます。

次に、議事の(2)「その他」となります。

今回は、各委員に部会審議等に関する情報提供をお願いしたところ、第5部会から「資料7」のとおり事例の提出がありましたので、野田委員から説明をお願いします。

(第5部会・委員 野田)

おはようございます。第5部会長を務めております野田と申します。よろしくをお願いします。

私の方からは、今回、資料7にありますとおり、第5部会で開催してきた中で、部会の各委員の方から、ぜひ、親会の方で提起して貰いたいとのこと、また、私自身が気づいたことについて3点ほど挙げさせていただきました。

簡単に説明させていただきますと、まず、①の「大店審議会における審議方法等について」であります。最近、中心市街地の空洞化により郊外に審議の対象となる核店舗があって、その周囲に専門店のような業態の店舗が4、5軒、また飲食店が入った形でゾーンが形成されたりすることが非常に多く、審議については、あくまでも大店立地法に沿った審議を行うことに

なるのですが、現実的には、近隣にある色々な店舗の部分も考慮しないと、利用者の方の利便性や安全の確保などがしっかりと整わないのではないかという意見が部会でも相当数出されております。

法の建て付け上は、ある程度はやむを得ない部分もあるのかもしれませんが、少し実態に即して判断すべきではないかという印象を持っております。

どういふ方法であれば解消できるのかについて、考えを私自身もそこまでは持ち合わせてはおりませんが、現実的には、合理的ではないという印象を持っております。

次に②であります。これも法の建て付けで致し方ない部分ではあるのですが、審議は開店前というのは当然のことなのですが、届出書なり色々な部分で審議することとなるのですが、最近では、振興局（事務局）の皆さんからも色々な資料を用意していただいております。例えば、審議会の直近の店舗や周囲の状況等を写真に撮っていただいたり、そうしたご配慮をいただいているのですが、あくまでもその時点ということで、実際にオープンしてから審議とは状況が異なるケースが多々あると思っておりますし、認識もしておりますので、その点のフォローというものを審議会が行うのが良いのか、現実的には、振興局サイドで何かあった場合には対応していただいているケースもあるかと思っておりますが、この点についてもう少し措置が必要ではないかと考えております。

それから③ですが、非常に今、環境に対する関心が高まっておりますし、SDGsやカーボンニュートラルなど色々な取組が全ての部分で行われているような時に、大店立地法の審議の中では、騒音や駐車場、廃棄物の処理の問題などそうした要素が多いのにも関わらず、その辺の理念というものが、中々触れられていないというのが、どうなのかという思いがしており、これはこの場で云々ということではなく、もし、道の方で経済産業省あたりに大店立地法の関係で協議や話をする機会には、ぜひ、こうした声が地方から挙がっているということをお伝えいただきたいと。雑駁ではありますが、以上であります。

（大規模小売店舗立地審議会長 大平）

ありがとうございます。②は結構今までにもある話とは思いますが、①についてもゾーンの的に見ていくという、これも議論があったような気がしておりますが、③の部分で文章的に後ろの2行目の「そのような観点を盛り込む」という点について、具体的にはどんな感じなのでしょう、もう少し説明していただけるとありがたいのですが。

（第5部会・委員 野田）

例えば、24時間営業の店舗や駐車場でのアイドリングを極力少なくしたりとか、大店立地法の中で一定程度の規制を設けることで、先ほど説明いたしましたSDGsやカーボンニュートラルに資することが可能ではないのかと個人的には考えております。

色々な項目があるとは思いますが、視点としてそういうことを加味した方が、今はもうこうした時代ですし、色々な法律や規制がある中で、バランスということもあるとは思いますが、多くの人や車が集まる場所でありまして、あくまでも、私は視点というふうに思っております。

また、法の理念というか目的の中にこうした考え方を明記することも、今の時代には重要ではないのかと考えております。

（大規模小売店舗立地審議会長 大平）

ありがとうございます。要するに、SDGsなどこうした新しい取組の視点が入っていないということ、その視点を入れてもう一回見直しをしてもらって、少し時代遅れになってきているということですね。

今、この話は第5部会だけから出てきているのですが、各部会から、提出はしていないが心配な点やこの場で協議したいという点があればお願いしたいと思っておりますので、いかがでしょうか。第3部会の前川委員、いかがでしょうか。

（第3部会・委員 前川）

特に、私どもではこの3点について、あまり議論になったという記憶はありませんし、また、こうした件について議題になったということもありませんが、②について言えば、行政側において個別の相談や法律のチェックなどを行っており、その辺の報告も行われているので、特に、

私どもの審議の中では、このような観点からの審議はなかったと思っておりますが、ただ、ご指摘のこうした課題はあるものと考えております。

審議は小売店が中心であることから、お話のあった複合施設のような場合は審議が難しく、今年、室蘭で小売店舗の隣にコーヒーショップができ、一緒に営業するというので、コーヒーショップについては小売店ではないため関係はないものの、交通量などについては非常に大きな影響があるといった話題はありましたが、特に議論にはなりませんでした。

(大規模小売店舗立地審議会長 大平)

この3点以外では、何かございませんか。

(第3部会・委員 前川)

特に、ありません。

(大規模小売店舗立地審議会長 大平)

それでは、第2部会の菊池委員、いかがでしょうか。

(第2部会・委員 菊池)

第2部会においては、特段、問題となるようなことはないのですが、この3点については、多少、課題があると感じております。

特に、駐車場の出入口の入出庫について、右折禁止にしても、右折で入出庫していたり、入口と出口を決めていても入口から出庫したり、出口から入庫したりという状況はあるようですが、特に、大きなトラブルや問題はないので、できる限り、細かく各店舗に周知することは大事だと考えています。

これ以外の問題については、部会内では、特段、問題とはなっておらず、審議事項に関しても、先ほど事務局から説明があったような駐車場の件であったり、新設のドラッグストアやスーパーだったり、一般的な地方の代表的な状況となっております。

(大規模小売店舗立地審議会長 大平)

事前に打合せはしてなかったのですが、第1部会の田村委員、いかがでしょうか。

(第1部会・委員 田村)

第1部会の田村です。野田委員の発言につきましては、同意見であると感じました。

特に、①については第1部会でもこのような話が出ておまして、複合施設になってきますと、1店1店で審議しては間に合わないというか、追加の数値がどうしても必要となってくるということが問題であると最近の審議会では言われており、私どもが考えていたことと合致していると思います。

また、届出の施設には、入居が未定の店舗スペースがあったりして、そうなるとちょっと審議が難しくなるような状況があったり、よくよく聴いてみると、非常に人気のある店舗が入る予定となっているらしいとか、そういう情報があるともう少し考えてみようみたいなことにもなってくると思いますし、一部入居未定と記載されている場合には、どのように審議を進めたら良いのか、課題が残るところだと考えております。

この前の審議会でも出されていた話なのですが、騒音の関係で、今は誰も住んでいないし、建物が建つ予定もないような地域について、その地点の騒音の測定をしていなかったという事例があり、そうした場合には、将来は何があるかわからないし、先ほどお話があったように状況も変化しますし、平均的に、均等に数値は測定しておくべきではないか等の話がありました。

②については、私も前々から気にはなっておまして、何度か話にも出たことがあるものと思うのですが、問題があるかもしれない届出であっても、審議(答申)が通っていた事案も中にはあると思いますので、その後の状況がどうなったのかを委員側にフィードバックしていただくと、私どもも、その後の審議に非常に役立つのではないかと考えております。

駐車場の問題についても、指針と現実が合っていない。北海道の場合、エリアも広いですし、人口も随分まちまちですので、指針ほど駐車場は要らないというケースもあると思います。

その場合、どうしても引っ掛かってしまうところだと思うのですが、近似店舗を3店舗ほど

抽出して平均を取ったりとか、色々皆さん工夫されておられるのですが、近似店舗といっても距離が離れていたり、人口も違いますし、果たしてその方法が良いのかどうかと感じていたところでもあります。

難しいところはあるとは思いますが、指針の方で、そのあたりを現状に合わせて、柔軟に取り扱っていただきたいと考えております。私からは、以上です。

(大規模小売店舗立地審議会長 大平)

ありがとうございます。何と云うのでしょうかね、駐車台数の問題なのですけれど、時間差でやってくるといふか、後で飲食店が進出して、同じ駐車場を沢山使うということになれば、話が違ってくると思うんですね。

こうした時間差があった場合には、審議がやりづらいということで、これはどう扱ったら良いのか、あくまでも審議するのは小売店だけの話であって、それ以外については駐車場を利用されては困るということになるのかもしれませんが、そのあたりの取り扱いが、カルガモのように、親の後ろに子供がくっついてきて高速道路を通過していつてしまうみたいな感じがしました。

こういったことも少し皆さんと共有した方が良く、そういった傾向が非常に強くなってきた場合には、行政にお願いして、何とか改善しましょうということになるのではないかと思います。

今のところどうも第1部会だけの議題のようですので、また、次回、来年もコロナでなければ、また集まっていただけだと思いますので、その時、また議論したいと思います。

それから、私の個人的な意見、感想ですが、野田委員の③の意見について、具体的な例として挙げていただいた、アイドリングストップについて、これはある意味、部会毎に店舗の方に意見を申し上げて、ぜひ、やって下さいというやり方でもいけるのかなと、このアイドリングストップは個人の話になってくるので、中々、法的にどうこうするのは難しい感じもするのですが、むしろ、部会から生の声を出していくという方法もあるのかなと思いました。

全体として、野田委員がおっしゃるとおりSDGsなどの、個人の人権を守るという新しい視点、SDGsやカーボンニュートラルについては、基本的には個人の人権を守りましょうという方向にいており、下手をすると、訴訟がガンガン出てくるようになり、対応しきれなくなってしまうので、前もってそういう姿勢を示しておきましょうということだと思っておりますので、これは、そう考えると、かなり危険な話だと思います。

そうすると、部会としては、できるだけ周りに住まわれている方への配慮を考えていきたいので、ぜひ、そういった視点を考慮してくださいという意見は上げて欲しいということをお願いしておきたいと思っております。

気になったのが、野田委員の②についてなのですが、これは最終的には個別の対応になる、法律的には個別の対応になるということなのかもしれませんが、これが出てきて色々な訴訟が起きてしまう、これも地域社会にとっては結構しんどい話だと思いますので、こういった点を、例えば、暫くは年1回くらいはその後どうなっているのか、報告を提出してもらおうとか、色々な形で、しっかりと対応しているかどうかを提出していただくとかしておけば、何かできそうな気がしないでもない。この話は非常に大きい、要するに、警備員がいないとか、警備員を付けると言っていたのにいつもいないとか、やっている所とやっていない所の差が激しいと思います。

それと右折・左折の問題とか、非常に危険な状況というのがそのまま放置されてしまうというのは、我が国としてもあまりよろしくないことだと思うので、少し何か良い考え方がないかどうかということ、一度、お考えいただければと思います。

長らく話をしてしまいましたが、各委員の皆様方、何かございませんでしょうか。

私が長らく話してしまった間に、何か良い案が出たかもしれませんので、何かございませんでしょうか。思いつきでも結構でございます。どうぞお願いいたします。

(第5部会・委員 谷)

ちょっと、よろしいでしょうか。

(大規模小売店舗立地審議会長 大平)

どうぞ、お願いします。

(第5部会・委員 谷)

野田委員とともに、第5部会を担当しております谷と申します。よろしくお願いします。

今の話は、皆さんお感じになっているということで、近々の私どもの部会において、こういう場で、正直、どこまで話すべきなのかということはあると思いますが、部会のあり方って何だろうって、すごく、第5部会は毎回皆で喧々諤々してて、要するに、一言で言うと、答申ありき、意見なしありきという、おかしいと思っているけど、通さざるを得ないみたいな、何かそういう、我々何のためにここにいるのかという論議を第5部会ではして、某スーパーの駐車場が騒音で引っ掛かったが、時速10kmにしたら騒音はクリアしたと、時速10kmですら平面自走式、守らない方々が沢山いる時代で、時速10kmはない。でも、時速10kmで騒音がクリアなら答申は通します。誰が時速10kmで走りますかって話をしております。

この審議について、我々、何のために集まっているだろうと、自問自答しながら、野田委員からは意見書を出されておりますが、今日は野田委員と一緒に、親会で一例として色々話して来ようとして話をいたしました。

当然、会長もおっしゃておりましたが、我々も何らかのフォローをする。その後、きちんと守られているか、守られていなければ、当然、改善しなければならない。

一例ですが、やはり、騒音うるさいよねということがあれば、我々が審議で「意見なし」と答申したから、我々もいつも話し合う時に引っ掛かっているということなんです。

その中で、よく話し合われるのは、平面自走式という駐車場の形態が、野田委員が3番目でカーボンニュートラル、SDGsに関連し、高齢化社会という話もされていましたが、これからはどんどん車を運転する方の高齢化も、我々もそうですが、進んでいく中で、もっともっと歩行者にやさしい駐車場づくりをできないものなのかなと思っており、例えば、我々が駐車場内を歩いていても、車はどんどん走っていますし、駐車マスを走行する車も多いですよ、北海道は広いですから。

そういったところを、この3番目のSDGsやカーボンニュートラルも含め、平面自走式のあり方って、いつも議論はしたけれどやっぱり致し方ない、で終わるような雰囲気が出ていますので、ぜひ、これを改善していかなければならないじゃないかと、今回、第5部会では、親会で話をさせて貰おうということになりました。

カーボンニュートラルについて、この前、24時間の営業形態について論議した時に、カーボンニュートラルのこの時代に24時間営業をするのかという話になりましたが、24時間営業を禁止する法律もありませんし、例えば、私も環境の方をやっていますので、夜間の照明のLED化をきちんと図って消費電力を抑えるとか、夜間営業をしないのであれば、照明を基本的には暗くする、又は消すとか、そういった、今後はその大きな店舗ということだけでなく、駐車場や店舗の照明とか、あと、照明でいえば、我々は道東地域ですので、道東地域に大型店舗ができると、虫とか寄せ集めたり、鳥とか集めたり、これは農地に影響するということが出てくるので、そういった視点からも、おそらく3番目は、普段論議しているところで、そこも大店立地法の概念として、地域環境の保持の一つとしても、店舗ができて、利便性が上がるけれども、それは環境とも調和すべきだという視点が法律の大基にあるべきじゃないかと、アイドリングストップとか照明を落とすとか、もちろん色々やることはありますが、大店立地法の審議をする場合には、こういったエネルギーとかカーボンとか、そういった視点がもうちょっと入って論議する部会になったらいいよね、という意見だと私は考えてるのですが、野田委員、会長、いかがでしょうか。

部会においてもこうした議論をしているので、もう少し皆さんと意見を交わしたかったなというのが、正直なところで、それで本日参加させていただいたところです、以上です。

(大規模小売店舗立地審議会長 大平)

はい。ありがとうございます。いかがですか、第2部会の笠井委員、何かございませんか。突然の指名で、申し訳ないのですが。

(第2部会・委員 笠井)

私もたまに無力感には苛まれながら、今、谷委員が話されたこととは少し離れてしまいますが、第2部会で経験したことで、例えば、もうこういうふうに駐車場の図面は引いていると、

私どもが何を言っても、実は変わらないということがある。

努力しますみたいな返事は来るのですが、変わらないなら、言ってもねみみたいな雰囲気は常々ありまして、おっしゃっているようなことについては共感する部分はあります。

それなら、どうしないといけないかというのも難しく、後は、経験していて思うのは、審議している時には、既に工事が始まっている。これまた止まらないという、何を言ってもしょうがない。確かに、同じ悩みだなと感じて、聴いておりました。

こうした部会を設けて審議するというのは、道ではなく国の方針ですので、ここで言っても致し方ないと思うのですが、悩みは深いなという状況でございます。

(大規模小売店舗立地審議会長 大平)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

谷委員、せっかく来てもらっているの、皆さんの意見をお聴きしたいですよ。

(第5部会・委員 谷)

そうですね。

(大規模小売店舗立地審議会長 大平)

いかがでしょうか。前川委員、いかがでしょうかね、何かありませんか。

(第3部会・委員 前川)

そうですね。第3部会では、そんなに話題にはなっていないのですが、先ほど言ったように、小売店舗と違う業種が一緒になったような所は、非常に問題だなとは思っているのですが、今、話されたように、審議をしている時には、既に工事が始まって、オープンも決まっている、店舗が未定と言いながら、世の中の皆さんは、あそこに何ができるのかを知っているのだけれど、我々審議会には未だ教えられないという状況が続くので、そういった面でも、法律の不備という訳ではないでしょうが、中々難しいですが、我々が声を出して言っていけば、小売店舗の方々も変わってくるのではないかなと思っています。

ただ、全国的な状況がわからないので、全国的にはどんな状況なのでしょう。こういった問題については。

(大規模小売店舗立地審議会長 大平)

ありがとうございます。

今、国というお話がありましたが、国といっても、基本的には、各省庁で全部の法律が決められているので、さっき、谷委員がおっしゃられた話にも繋がるのですが、環境省に持って行くべき話なのか、どこに持って行くべきなのか、よくわからないところがあって、いわゆる、縦割りというのが、私の専門のところで行っている話なのですが、そうなってくると、中々、法律を変えようとなると難しい、という話にもなりますから。

そうしますと、先ほど少し申し上げましたが、各々の部会では、それぞれの範囲で、少しずつ話をしていく、もしくは、強い意見を述べるというようなことと、後は、北海道庁としてできる範囲をですね、更に、大規模小売店舗立地審議会の範囲で、できる範囲で、今まで以上に少しずつ、できるだけ住まわれている方々にとって不利益がないように、また、新しい店舗が入って利益を上手く皆様が享受できますように、ぜひ、無力感にとらわれないですね、行政と委員の皆様が協力して、やっていきましょう。以上、どうぞよろしく願いいたします。

ということで、何か変なまとめ方となりましたが、皆様、大体はご発言していただいたと思います。この後は、各委員の方々同士で、名刺の交換などをしていただきながら、また、来年、この議論を続けていきたいと、報告会ではなくて、連絡会という形で、これから進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、本件はこの程度にしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(中小企業課主幹 柳川)

よろしいでしょうか。

(大規模小売店舗立地審議会長 大平)

はい。どうぞ。

(中小企業課主幹 柳川)

各委員の皆さま方、貴重なご意見、ありがとうございました。

私どもも、道庁としてのコメントというか、発言をさせていただきたいのですか、各部会から上がってくる議事録を読みまして、皆様方がどういうことに悩んでいるのかなど、ある程度は把握しているつもりではありましたが、今、改めて、こういうことに悩んでいることを実感した次第です。

先ほど、国に対して、というお話がありましたが、私どもも国等が出席するような会議の場というものがあり、そういった場などを通じて、こういった意見というものを少しずつでも上げていきたいというふうに思っております。

特に、指針の見直し等については、例年、国に対し、上げてはいるのですが、中々、国の方も動いてくれないという状況にあるものと思っております。

また、法律上、中々難しいということを各委員の皆さま方、ご承知のこととは思いますが、例えば、先ほど言われたカーボンニュートラルやSDGsといった言葉は、法律が制定された時には、そういった概念がなかったですから、こういった環境に対する意識、大規模小売店舗立地法そのものが、周辺環境の保持というような考え方になっておりますけれども、SDGsやカーボンニュートラルといった考え方はないので、機会を通じて、この点については、国に対して、どこまでできるのかということはあると思いますが、上げられるものについては、今後とも、上げていきたいと思っております。

(大規模小売店舗立地審議会長 大平)

ありがとうございます。先ほど申しましたように、最近、恐ろしいことに「不作為」という言葉が出てきておりますので、これで訴えられる可能性もあり、時代が変わってきておりますから、対応はしっかりしなければならないのかなと思っております。

審議会は、委員は何をやっていたんだ、ということにもなりかねませんし、冗談では済まなくなりますので、それだけやりがいのある時代だと思っておりますので、よろしく願います。

以上で、本日の議論は全て終わりとなりますが、全体を通して何かございませんか。

(第1部会・委員 田村)

ちょっとすみません。

(大規模小売店舗立地審議会長 大平)

どうぞ。

(第1部会・委員 田村)

先ほども、ちょっと申し上げたことに触れるのですが、多少不安を残しながらも答申が通っていた事案につきまして、フィードバックをしていただきたい場合は、そういった仕組みは無いのですよね。個別にお願いし、個別に対応していただくような形なのですね。

(中小企業課主幹 柳川)

そのとおりです。各店舗の設置者に対しては、どういう状況でやられているのか、という報告を法律上は求めることができることにはなっていますが、例えば、道全体としてということは、中々難しいということになると思います。

(第1部会・委員 田村)

個別にぜひ聴きたいことがあれば、気になることがあれば、お願いして、設置者に回答していただくことは可能なんですね。

(中小企業課主幹 柳川)

法律上で定められている範囲内であれば大丈夫です。届出どおり行われているか、などです。

(第1部会・委員 田村)

はい。わかりました。ありがとうございます。

(大規模小売店舗立地審議会長 大平)

ということだそうです。ちゃんとやっているかどうかということですね。

(第5部会・委員 谷)

ちょっとよろしいでしょうか。

(大規模小売店舗立地審議会長 大平)

はい。どうぞ。

(第5部会・委員 谷)

以前、オンライン開催の時に、室蘭で「入口」「出口」が非常にはっきりしているという事例が部会で審議されて、出入口が上手くコントロールされた店舗とかそうですが、何が言いたいかというと、良い事例をこういう場でぜひ見せていただきたいと、例えば、釧路にある大型スーパーとか、駐車場が全部仕切られ、歩道で仕切られていて、段差で、だから、跨いだりすることができないような構造帯になっているというか。

大規模店舗で、部会の助言によって、こんな良い駐車場とか、こんな良い店舗ができていますよ、という事例をこういう場で、先ほどから、私も含め何ですけど、ここが嫌だとか、そこ嫌だとかばかり言っているの、良い方向の、各々の部会で論議して、こんなふうにした結果、こんな良くなったとか。

横断歩道を作るのを見ても、北見工業大学の富山委員という方がいて、その委員がカラー舗装とかもっと導入してもらったら良いのではないかと、青い舗装って、意外と車は走れない、という話が出てきて、それを事例としてこの場で紹介したり、良い事例をぜひ、親会で紹介していただいて、それを各々部会に持ち帰ったり、また、小売店の実施事業主さん達にも、こうした良い事例がありますよという話もできると思いますので、できましたら、ポジティブな良い事例をこういう場で論議されて、情報共有されるということも、ぜひ、お願いできればいいかなと思います。

そう言いながら、私はもう辞めるんですけど、ぜひ、そんな事例を増やしていただければと思います。すみません。ありがとうございます。

(大規模小売店舗立地審議会長 大平)

ありがとうございます。それでは、各々部会に持ち帰って、各委員が各々気づく範囲で、何か良いものがないか、探したり、検討したり、実際に行われてなくてもいい、道内ではないけれど、こういうことがほかであった、とか、議論できるようなことになったらいいな、と思います。

その場合、相手方にどう言うのか中々難しい所はありますが、始めていくということが大事だと、繰り返しになりますが、我々委員が何かお願いするだけでなく、自分達がやっていくという姿勢が、すごく大切かなと思います。谷委員、ありがとうございました。

田村委員もありがとうございました。

今の田村委員からの法的にも受けられるという、実際、具体的にはどうするのだということ、各部会毎で少し考えていただければと思いますので、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

それでは、以上で、議事を終了したいと思います。ご協力にお礼を申し上げます、ありがとうございました。進行の方を事務局にお返しします。

(中小企業課主幹 柳川)

会長、ありがとうございました。閉会にあたりまして、磯部局長からご挨拶申し上げます。

(地域経済局長 磯部)

大平会長をはじめ、委員の皆様方には、大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

SDGs、カーボンニュートラル、こちらの方は、北海道におきましてもゼロカーボンということで、大変力を入れてやっておりますので、先ほど、担当主幹の方からも、話がありましたけれども、機会を捉えて、法の思想自体に対する意見というものを、国の方に言っていきたいと思っております。

また、優良事例の共有につきましても、これもしっかりと取り組んでいきたいと感じておりますし、フィードバックにつきましては、仕組み自体は無いということなのですが、できる限り、委員の皆様方のご要望に応えるという形で、これもしっかりとやっていきたいと思っております。

そもそも論になりますが、結論ありきの部会・審議会、これではやはり意味がございませんので、これは他府県の状況等も捉えながら、活きた部会・審議会となるようにこちらの方努めてまいりたいと思っております。

引き続き、委員の皆様方には、ご協力をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

(中小企業課主幹 柳川)

以上をもちまして、令和5年度の第1回大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。

本日は、ご多忙なところご出席いただきありがとうございました。

(以上)